

高齢者施設等への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 職員に対して、感染リスクの高い行動を控えるよう周知徹底すること
- 「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に基づく対応を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ることを
- 休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分気をつけること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下（介助者等を除く）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 面会は、電話やオンライン面会等を活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止策を徹底すること
- 退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- 高齢者入所施設及び障害者入所施設については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- 入所者、職員等へのワクチンの4回目接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること